



▲暮らし



▲市議会



▲選挙

最新の情報は左の
二次元コードから
市HPへアクセスし
て入手してください

INDEX

- ペットや自治会など暮らしのこと…P110
- 住みやすい街づくりについて…P116
- 商工農・統計調査について…P119
- 外国人への情報提供について…P120
- 市政について…P120

ペットや自治会など暮らしのこと

犬・猫

取扱窓口 生活衛生課 TEL.626-1108

●犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、飼い始めてから30日以内に登録(生涯1度)することと、狂犬病予防注射(年1回)を受けることが義務付けられていますので行ってください。

●引っ越してきたとき

30日以内に、変更の届け出をしてください。

●飼い主が変わったとき

30日以内に、新しい飼い主が変更の届け出をしてください。

●犬・猫の死体の処理

取扱窓口 平石環境システム TEL.661-3553

飼い犬・飼い猫の死体は有料、飼い主が不明な犬・猫の死体は無料で処理します。

霊園

取扱窓口 生活安心課 TEL.632-2819

利用者を募集する市営の霊園は、北山霊園(岩本町)、聖山公園(上欠町)、東の杜公園(氷室町)、上河内東山霊園(中里町)、河内北霊園(白沢町)です。聖山公園を除き、年間を通して利用申込を受け付けます。聖山公園の利用者募集については、広報紙でお知らせします。

自治会活動

取扱窓口 みんなでまちづくり課
TEL.632-2886
宇都宮市自治会連合会
TEL.632-2289

自治会では、自分たちのまちをより住みやすいまちにして、楽しく快適に暮らせるよう、さまざまな活動を行っています。市でも、自治会と「市民協働のまちづくり」を進めていくため、市民の皆さんの自治会への加入を推奨しています。

●自主防災活動

地域の安全を地域ぐるみで守るため、万が一の災害に備え、地域で防災組織を結成し、防災活動を行っています。

●防犯活動

夜道を安心して歩けるよう、自治会が防犯灯の設置と管理をしています。防犯灯の設置要望や球切れなどについては、各自治会の会長や班長へご連絡ください。また、登下校時の小学生の見守りパトロールなども実施しています。

●環境美化活動

ごみステーションや道路・公園などの清掃活動を行っています。また、新聞紙や空き缶などの、資源のリサイクル運動などにも取り組んでいます。

●文化・レクリエーション活動

地域の親睦を図るため、体育祭や文化祭などの事業に取り組んでいます。

●子ども会・老人会などへの協力

地域内の各種団体の活動に協力しています。

●集会所の維持・管理

さまざまな活動を行うための集会所の維持・管理を行っています。

●加入促進活動

自治会活動をより多くの皆さんと進めるために、加入促進活動を行っています。自治会への加入希望などで連絡先が分からない場合や、自治会活動について、詳しくは、宇都宮市自治会連合会、または、みんなでまちづくり課へ。

ボランティアの募集・参加

取扱窓口 **みんなでまちづくり課**
TEL.632-2886

宇都宮市まちづくり活動応援事業(まち活)

市では、スマートフォンを使って市内のまちづくりやボランティア活動に参加することができる、「宇都宮市まちづくり活動応援事業」アプリを配信しています。

スマートフォンで、ボランティア活動の情報を簡単に見ることができ、実際に参加ができます。

下の二次元コードからダウンロードできますので、是非ご活用ください。

パソコンやガラケーからも参加できますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。



iPhone



Android

ボランティア活動中に事故が起きたときは

市では、ボランティア活動中の事故を補償する保険に加入しています。保険加入の手続きは不要です。事故日から30日以内に、みんなでまちづくり課へ。

対象 市民または市内でボランティアなどの市民活動を行っている人(活動の指導者・運営スタッフ・活動に従事している人)。

対象活動 継続・計画的で営利を目的としない無償の社会貢献活動。

● 傷害事故

補償内容 死亡=500万円、後遺障がい=15~500万円、入院(180日以内)=日額3,000円、通院(90日以内)=日額2,000円。

● 賠償責任事故

補償内容 身体賠償=1人に付き1億円以内・1事故に付き2億円以内、財物賠償=1事故に付き500万円以内、保管物賠償=1事故に付き300万円以内(いずれも免責額5,000円)。

※イベントや行事における来場者や参加者への補償、疾病(新型コロナウイルス感染症等)は対象外です。

基金

取扱窓口 **みんなでまちづくり課**
TEL.632-2886

市民活動助成基金にご協力を

ボランティア活動やNPO活動を行っている団体を支援するため、「市民活動助成基金」への寄付の受け入れを行っています。

地域まちづくり

取扱窓口 **みんなでまちづくり課**
TEL.632-2900

地域まちづくり支援業務

地区市民センターや市民活動センターでは、地域の皆さんが行う地域活動や、まちづくり活動などを支援します。

- 行政相談(地域の課題に関する相談・提案など)。
- 地域振興事業(地域まちづくり活動の支援、まちづくりに関わる事業の実施)。
- 活動の場の提供(ホール、学習室、調理実習室など、施設の貸し出し)。



買い物宅配サービス事業者一覧

取扱窓口 商工振興課 TEL.632-2433

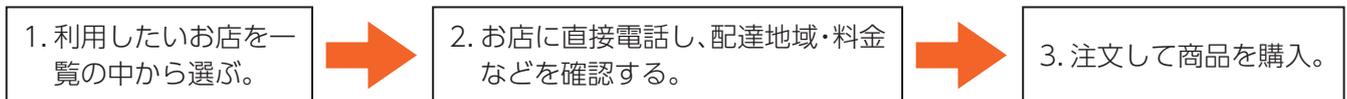
市内で食料や日用品の宅配サービスを実施している地元小売業者のご案内です。日常生活で買い物にお困りの人は、ぜひ、ご利用ください。

店舗名 ライフデリ宇都宮元気店
取扱品目 弁当
TEL.666-7816 FAX.666-7817
店舗住所 東峰町3118番地3
営業時間 午前8時～午後5時
定休日 年中無休(12月31日～1月3日を除く)
配達条件 なし
配達地域 宇都宮市内(一部地域を除く)
配達料金 なし

店舗名 (有)坂田新聞店「お買物支援隊」
取扱品目 米、飲料、しょうゆ、みそなど
TEL.0120-667-794 FAX.625-2080
店舗住所 仲町2番18号
営業時間 午前10時～午後4時
定休日 日曜日・祝休日・新聞休刊日
配達条件 新聞の購読の有無は問わない
配達地域 坂田新聞店本店・上町支店の地域
配達料金 なし

店舗名 (有)上田屋商店
取扱品目 化粧品
TEL.633-4802 FAX.633-4802
店舗住所 馬場通り2丁目3番7号
営業時間 午前10時～午後6時30分
定休日 水曜日
配達条件 なし
配達地域 市内全域
配達料金 あり

●利用方法



●留意点

掲載している情報は、令和4年5月時点のものであり、変更になる場合もありますので、ご了承ください。
サービスの提供に関する契約、申し込みについては、宅配サービス実施事業者と利用者との直接取引であり、市は関与しませんのでご注意ください。

環境

環境創造基金にご協力を

取扱窓口 環境政策課 TEL.632-2403

豊かで美しい地球を次の世代へ引き継いでいくため、「環境創造基金」を設けています。この「環境創造基金」は、学生などの団体による活動の支援に活用されます。

住宅の脱炭素化費用の一部を補助

取扱窓口 環境政策課 TEL.632-2408

対象 次の全てに該当する人。①自ら居住する市内の住宅(住宅の所在地に住所があること)に機器を設置する
②市税の滞納がないなど。この他にも必要な要件あり。

対象となる機器と補助額 ①太陽光発電システム 1kW当たり1万円(上限8万円) ②ZEH^{ゼロネット} ※1件当たり20万円
③定置型蓄電池 定格容量1kWh当たり2万円(上限20万円)
④燃料電池(エネファーム) 1件当たり2万円 ⑤給電性能を備えたEV 1件当たり20万円
※年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目標とした住宅。

申請 詳しくは、環境政策課(市役所12階)または、市ホームページを確認の上、必要書類を環境政策課へ。
住宅改修費用の補助について、詳しくは116ページをご覧ください。

環境学習

取扱窓口 環境学習センター TEL.655-6030

環境学習センター(愛称:環境未来館)

環境問題について正しい理解を深め、実践するための環境学習の拠点施設です。ごみから資源を取り出すリサイクルプラザの見学や各種環境学習講座を行っています。ぜひ、ご利用ください。

所在地 茂原町777番地1。

開館時間 午前9時～午後5時。

休館日 月曜日、年末年始、施設点検により臨時休館あり。

緑化や基金など

記念樹を差し上げます

取扱窓口 景観みどり課 TEL.632-2885

花と緑いっぱいのまちづくりを進めるため、出生により新たに市民となった人や、市内に住宅を新築または購入した人に、ハナミズキなどの苗木を差し上げています。

都市緑化基金にご協力を

取扱窓口 景観みどり課 TEL.632-2597

皆さんと一緒に緑豊かなまちづくりを進めていくため、「宇都宮市都市緑化基金」への寄付の受け入れを行っています。

河川環境基金にご協力を

取扱窓口 河川課 TEL.632-2689

快適な河川環境づくりを皆さんと進めていくため、「河川環境基金」寄付への受け入れを行っています。

グリーントラスト運動にご協力を

取扱窓口 グリーントラストうつのみや事務局(景観みどり課内) TEL.632-2559

グリーントラスト運動とは、市民がお金や知恵、労力を出し合い、市街地やその周辺の雑木林など身近な緑を守り育て、次世代に緑を残していく運動です。

消費生活

取扱窓口 市消費生活センター相談専用 TEL.616-1547

消費生活センター

消費者トラブルや多重債務で困ったときは、消費生活センター(馬場通り4丁目1番1号、うつのみや表参道スクエア5階)へ。消費生活相談員が相談に応じます。受け付けは、年末年始を除く毎日。電話相談は午前9時～午後5時30分、来所相談は午前10時～午後5時30分。ただし、土・日曜日、祝休日は午後4時30分まで。無料駐車場はありません。多重債務相談で当ビル駐車場を利用した場合に限り、駐車料金を補助します。

計量

取扱窓口 計量検査所 TEL.616-1562

はかりの検査

商取引・証明行為などの業務に使用するはかりは、2年に1度の定期的な検査が義務付けられています(計量法第19条)。検査日・会場などは広報紙・市ホームページでお知らせしますので、該当する人(事業所)は必ず受検してください。

交通安全

取扱窓口 道路保全課 TEL.632-2513

放置自転車は、歩行者や自動車の通行を妨げ、交通事故の原因にもなりますので、駐輪場を利用しましょう。中心市街地やJR宇都宮・雀宮・鶴田・岡本の各駅周辺は、自転車放置禁止(規制)区域となっています。放置された自転車は撤去し、自転車保管所へ移動します。なお、90日間保管し引き取りがないときは、処分します。また、市のホームページでは、撤去した自転車の写真を公開しています。

路上喫煙

取扱窓口 生活安心課 TEL.632-2819

「路上喫煙等禁止区域」(115ページ参照)における、喫煙所以外での喫煙行為には罰則(2,000円の過料)が適用されます。

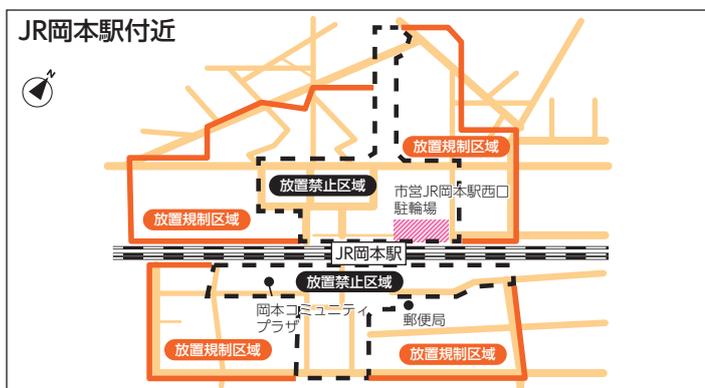
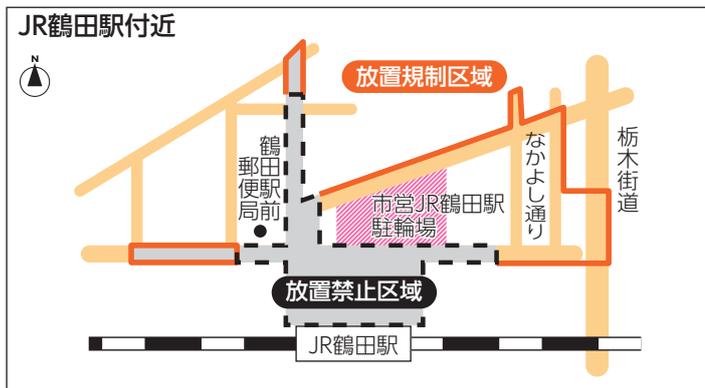
ごみのないきれいなまち

取扱窓口 廃棄物対策課 TEL.632-2929

「美化推進重点地区」(115ページ参照)でのごみのポイ捨てやペットの散歩の際のふんの放置に罰則(警告し、従わない場合は2,000円の過料)が適用されます。

自転車放置禁止(規制)区域と駐輪場

放置規制区域
 放置禁止区域



市営有料駐輪場

- JR宇都宮駅西口駐輪場 TEL.(621)7112
- JR宇都宮駅東口第1駐輪場 TEL.(635)0859
- JR宇都宮駅東口第2駐輪場 TEL.(635)9722
- 中央小学校北駐輪場 TEL.(637)7918
- 中央1丁目駐輪場 TEL.(635)6843
- JR鶴田駅駐輪場 TEL.(636)3725
- JR雀宮駅東口駐輪場 TEL.(653)2241
- JR岡本駅西口駐輪場 TEL.(671)0201
- 新幹線高架下駐輪場 TEL.(639)8754
- JR宇都宮駅西口歩道上駐輪場(機械式)

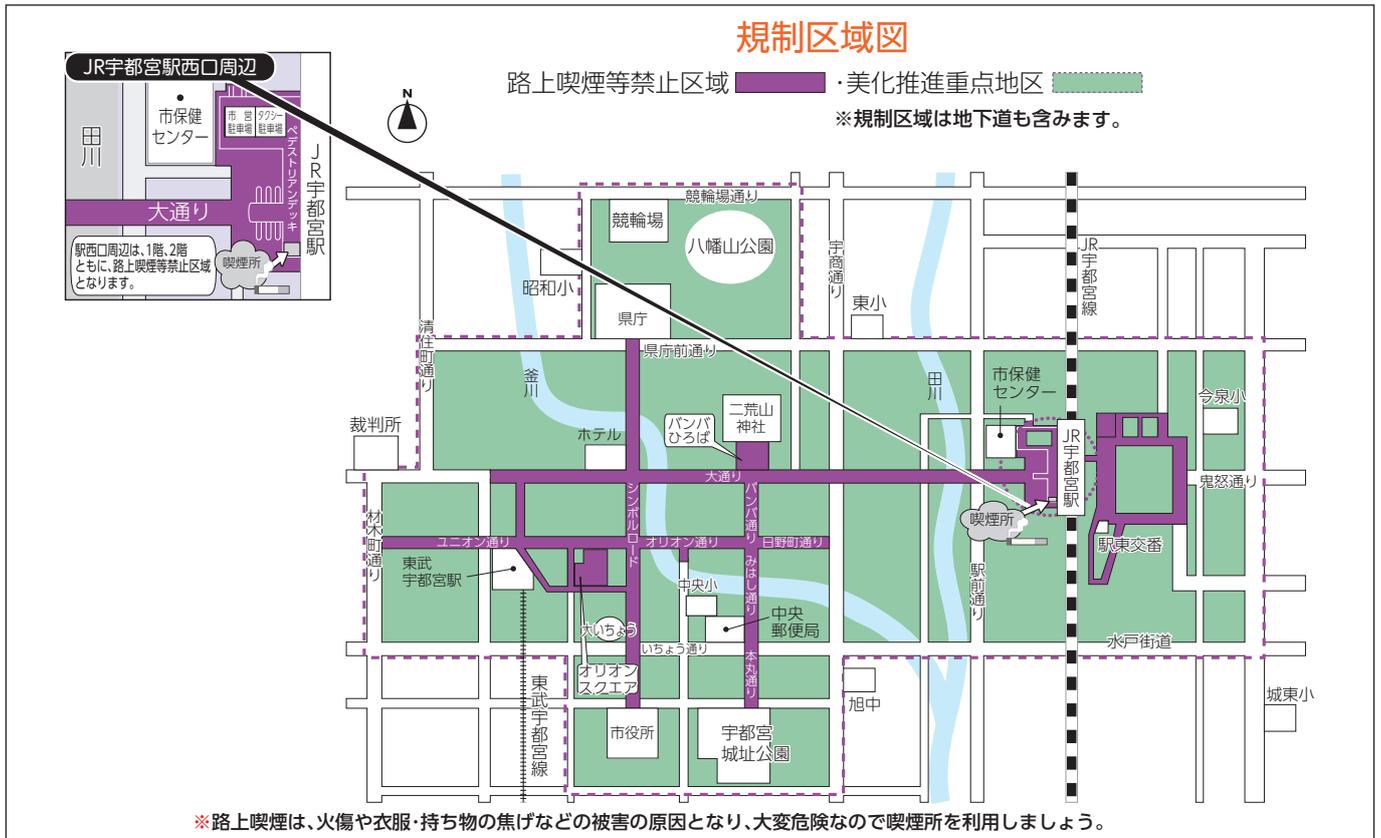
市営駐輪場のご案内▶



自転車保管場所



路上喫煙等禁止区域・美化推進重点地区



住宅

市営住宅の申し込み

取扱窓口 市営住宅管理センター
TEL.678-8861

市営住宅は、市内20団地、約3,500戸あります。募集は毎月行いますので、市営住宅管理センター、住宅政策課(市役所9階)、各地区市民センターなどに置いてある「入居申込案内」をご覧ください。

住居表示実施区域内での新築・増改築

取扱窓口 市民課 TEL.632-2274

住居表示を実施している町に建物を新築、増・改築するときには、建築指導課などに提出する「建築確認申請」とは別に、住居番号(住所)を決めるための「新築による届出書」を市民課(市役所1階)または各地区市民センター・出張所・事務所へ提出してください。提出後現地調査し、7営業日～10営業日で「住居番号設定通知書」とアルミ製のプレート「町名・住居番号表示板」を送付します。住居番号(住所)が決まらなると転居届などができませんのでご注意ください。

都市拠点などの民間賃貸住宅へ転居・転入する若年夫婦・子育て世帯、新卒採用者、結婚を希望する女性に家賃の一部を補助

取扱窓口 住宅政策課 TEL.632-2735

対象は、次の全てに該当する人。①若年夫婦世帯(夫婦いずれもが40歳未満の市外からの転入世帯)、子育て世帯(義務教育終了前の子どもとその親がいる市外からの転入世帯)、または新卒採用者(29歳以下で卒業後3年以内の本市企業に就職する者)、結婚を希望する女性(とちぎ結婚支援センターに登録する者など)②前年の所得金額が554万円以下(2人世帯の場合)③住宅の賃貸契約が世帯員のいずれか(新卒者、結婚を希望する女性については自らが契約者であること)④過去1年以内に区域内に居住したことがない⑤市内に住宅を所有していない⑥市税の滞納がない⑦自治会に加入しているなど。

補助内容について、市内在住者は上限6万円、市外在住者は上限12万円を補助(1世帯1回)、各種条件に基づくポイント加算方式で給付。

申請方法 補助金交付申請書に必要書類を添付し、直接または郵送で住宅政策課へ。申請書類は、各地区市民センター・出張所に置いてある他、市ホームページからも取り出し可。

注意事項 転居などの日から3カ月経過後6カ月以内に申請してください。

住宅改修費用の一部を補助

取扱窓口 住宅政策課 TEL.632-2735

補助の対象 次の全てに該当する人。

対象者 ①本市に住民登録している②対象となる住宅改修を行う③市税の滞納がない。

対象住宅 ①所在地が市内である②申請者または申請者の2親等以内の同居親族が所有している③現に居住している住宅、または、完了実績報告までに居住する予定の住宅であること。

対象工事 ①住宅の性能・機能を向上させるための必須工事※1を必ず行い、必須工事費の合計が10万円を超えるもの②該当年度3月31日までに工事完了実績報告ができるもの。

※1必須工事 住宅の性能・機能の向上を図る改修工事

(外壁・屋根・天井・床の断熱改修工事、窓の断熱改修工事、太陽熱温水器の設置工事、バリアフリー改修工事、防犯性向上に資する改修工事、既存の住宅改修補助制度に基づく工事、多世代同居のための設備増設工事、多子世帯・地域活用に向けた間取りの改修工事)

補助の内容

補助額 住宅改修工事費(必須工事+選択工事※2)の10%(上限10万円)。

※2選択工事 必須工事とあわせて行う改修工事

補助回数 1住宅につき1回のみ助成。

申請方法

住宅政策課、各地区市民センター・出張所に置いてある案内を確認の上、必要書類をお持ちの上、直接または郵送で、住宅政策課へ(申請関係書類は市ホームページからも取り出し可)。

注意事項

申請受付は、該当年度2月末日まで。
工事契約前に申請をしてください。
住宅の脱炭素化費用の補助について、詳しくは、112ページをご覧ください。

都市拠点などでの住宅取得費用の一部を補助

取扱窓口 住宅政策課 TEL.632-2735

補助の対象

対象住宅 都市拠点などに新たに取得した居住部分の床面積が25㎡以上の登記住宅。

対象者 次のすべてに該当する人。①前年の世帯所得が1,280万円以下(1世帯の場合)②返済期間が10年以上の住宅ローンを借り入れている③過去1年以内に区域内に居住していない(賃貸住宅は除く)④市内に住宅を所有していない⑤市税の滞納がない⑥自治会に加入しているなど。

補助の内容

補助額 市内在住者は上限30万円、市外在住者は上限60万円を補助(1住宅1回)、各種条件に基づくポイント加算方式で給付。

申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添付し、直接または郵送で、住宅政策課へ。申請書類は各地区市民センター・出張所に置いてある他、市ホームページからも取り出し可。

住宅改修・ブロック塀撤去などの費用を補助

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2573

木造住宅の耐震化費用を補助

対象住宅 昭和56年5月31日以前に在来軸組工法で建築されている住宅など。ただし、建て替えの場合は空き家を除く。(すでに着手しているもの、改修済なども除く。)

補助の内容

- ▽耐震診断 費用の3分の2(最大6万4,000円)
- ▽耐震改修 費用の5分の4(最大100万円)
- ▽耐震建て替え 費用の5分の4(最大100万円)ただし、県産出材を10㎡以上使用して新築する場合は、10万円を加算(最大110万円)
- ▽部分耐震改修 費用の5分の4(最大50万円)
- ▽耐震シェルターなどの設置 費用の5分の4(最大25万円)

注意事項

補助の種類	申込期限	事業完了期限
耐震診断	申請年度の12月28日	申請年度の1月31日
耐震改修・耐震建て替え 部分耐震改修・ 耐震シェルターなど	申請年度の10月31日	

各種補助制度の受け付けは、先着順で予算の範囲内での実施となります。申請者は、市税・県税・国税に滞納がないことなどの条件があります。

ブロック塀などの安全対策費用を補助

対象

- ▽立地 道路・公園・公共施設の敷地などに面するもの。
- ▽高さ 次のいずれかに当てはまるもの。①道路面から80cmを超える。②擁壁などとの合計が80cmを超え、ブロック塀が60cmを超える③石塀の場合は、高さを道路面から80cm以下に改修する工事。

補助の内容

- ▽一般 費用の2分の1(最大10万円)
- ▽スクールゾーン内 費用の4分の3(最大15万円)
- ▽撤去後の軽量なフェンスなどの再築費(撤去工事と同時にを行うものに限る) 費用の3分の1(最大6万6,000円)

注意事項

- ▽本事業完了期限:申請年度の1月31日までに完了すること。
- 各種補助制度の受け付けは、先着順で予算の範囲内での実施となります。申請者は、市税・県税・国税に滞納がないことなどの条件があります。

建築・開発行為

建築確認申請

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2575

建物の新築、増・改築などをするときには、工事を始める前に、建築確認申請が必要です。なお、確認済証の交付を受けてから着工してください。また、工事現場には確認済の表示板を掲示する必要があります。

中間検査

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2577

階数が3以上で鉄筋コンクリート造、または、鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅、木造で建て売り一戸建て専用住宅(平屋、2階)、3階部分が木造の一戸建て専用(または併用)住宅、主要構造部が鉄骨造で、階数が3以上かつ延べ面積500㎡以上の建築物は中間検査を受けることが必要です(要予約)。

完了検査申請書の提出

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2575

建築物の工事が完了したら、4日以内に工事完了検査申請書を提出してください。

完了検査を行い、建築基準関係規定に適合していれば、検査済証を交付します。

建設リサイクル(住宅などの解体工事)の届け出

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2574

建設資材廃棄物を再資源化するため、建設工事の発注者は、分別解体などの計画を工事着手の7日前までに届け出ることが必要です。建築物の解体=80㎡以上、建築物の新築・増築=500㎡以上、建築物の修繕・模様替え(リフォームなど)=1億円以上、その他の工作物に関する工事(土木工事など)=500万円以上。

有料駐車場の設置などの届け出

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2575

500㎡以上の有料駐車場を設置するとき、または、届け出ている事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出る必要があります。また、設置届け出済の駐車場が、その供用を休止または廃止した場合は、10日以内に届け出てください。休止していた駐車場を再開する場合も同様です。

中高層建築物の届け出

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2574

住居系地域内で建築物の高さが10mおよび非住居系地域内で15mを超える建築物を建築するときは、近隣の人々に建築計画概要の事前公開が必要となりますので、建築確認申請を行う30日前までに届け出てください。

ホテル等設置の届け出

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2574

住居系地域および市街化調整区域内で、学校等の施設の周囲約100m範囲内に、ホテルなどを建築するときは、建築確認・開発許可の申請を行う30日前までに届け出てください。

開発許可申請

取扱窓口 都市計画課 TEL.632-2567

市街化区域内で1,000㎡以上の開発をする場合は、開発許可を受けなければ建物を建てることはできません。

道路や公園などの公共施設が必要な開発は、その施設の適正な配置や土地利用などについて、各公共施設の管理者と事前協議をしなければなりません。

市街化調整区域内は、開発を抑制する区域であり、原則、建物は建てられません。ただし、一定の要件を満たせば、許可を受け建物を建てることができます。

宅地造成に関する工事許可申請

取扱窓口 都市計画課 TEL.632-2567

宅地造成工事規制区域内において宅地造成などの工事をするときは、工事着手前に許可が必要です。

土地売買などの届け出

取扱窓口 都市計画課 TEL.632-2566

国土利用計画法により、一定面積以上(一団の土地も含む)の土地売買などの契約をした場合、譲受人(買主)はその日から2週間以内に届け出が必要です。市街化区域=2,000㎡以上、市街化調整区域=5,000㎡以上。

地籍調査の成果の交付

取扱窓口 道路管理課 TEL.632-2238

地籍調査が完了した地区の地籍図などの地籍調査の成果について、閲覧や写しの交付を行っています。

都市計画

都市計画について知りたいときは

取扱窓口 都市計画課 TEL.632-2642

都市計画法に基づく計画書や図面などを閲覧できます。区域区分(市街化区域、市街化調整区域)、地域地区(用途地域、防火地域など)、都市施設(道路、公園、下水道など)、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画など。

区域区分(市街化区域、市街化調整区域)や用途地域に関する証明

取扱窓口 都市計画課 TEL.632-2642

税務署や公安委員会に提出する区域区分(市街化区域、市街化調整区域)や用途地域の証明書を交付しています。

NCC(ネットワーク型コンパクトシティ)形成のための支援制度(生活利便施設の立地に対する補助など)

取扱窓口 NCC推進課 TEL.632-2563

本市では、便利で暮らしやすく持続可能なNCCを形成するため、中心部や駅周辺などの都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点に、各地域に応じた生活利便施設(医療・福祉、子育て支援、商業などの誘導施設)を誘導しています。

- 都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点に、生活利便施設を建てる場合、施設整備費の一部を助成します。
- 都市機能誘導区域や市街化調整区域の地域拠点のうち、浸水ハザードエリアに立地する生活利便施設の浸水対策に要する費用の一部を助成します。
- 市街化調整区域の地区計画制度活用に向けた地元組織などの取り組みに対し、まちづくりの専門家(アドバイザー)の派遣や土地利用構想の作成、道路・公園などの公共施設整備費の一部を助成します。

都市施設の区域内における建築許可

取扱窓口 都市計画課 TEL.632-2642

都市施設(道路など)の区域内で建物を建てようとする場合は許可が必要です。

地区計画区域で建築するときは届け出を

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2576

地区計画区域で建築を行う場合、地区計画に合った内容で事前に届け出が必要です。

屋外広告物許可申請

取扱窓口 建築指導課 TEL.632-2573

屋外に広告物を掲出する場合は、許可が必要です。地域ごとに、広告物の種類に応じた面積や高さなどの基準を定めている他、掲出を禁止している地域もあります。

ただし、店舗や事務所などの敷地内に、自己の営業内容などを、表示面積の合計15㎡以下(広告物景観形成地区の場合は2㎡または5㎡)で掲出する場合は除きます。

大規模な建物などは事前に景観法による届け出を

取扱窓口 景観みどり課 TEL.632-2568

高さ10mまたは建築面積が1,000㎡を超える建物や一定規模を超える工作物などを建設する場合および景観形成重点地区(宇都宮駅東口地区、大通り地区、白沢地区、雀宮駅周辺地区、岡本駅周辺地区、大谷地区)または景観形成推進地区(中里原地区)で建物や工作物などを建設する場合は、事前に届け出が必要です。

土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、換地方式(土地の交換分合)により道路や公園などの公共施設を整備し、併せて、土地の区画形質を整え宅地の利用増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地を供給することを目的とする総合的なまちづくりの手法です。

●組合などが施行する土地区画整理事業の支援・相談

取扱窓口 市街地整備課 TEL.632-2587

個人または権利者で構成される組合で実施する土地区画整理事業については、市で技術支援を行っています。また、補助金の交付が受けられる場合もありますので、ぜひご相談ください。

●建築行為等の許可(土地区画整理法76条)

取扱窓口 東部区画整理事業課
(築瀬、宇大東南部第1、第2)
TEL.632-2644
西部・北部区画整理事業課
(鶴田第2、小幡・清住、岡本駅西)
TEL.632-2635

土地区画整理事業施行地区内で、土地の形質の変更や、建築物・工作物の新築、改築または増築を行う場合は許可が必要です。また、政令で定める移動の容易でない物件の設置やたい積を行おうとする場合も許可が必要です。詳しくは、各事業課へお問い合わせください。

●建築の許可(都市計画法53条)

取扱窓口 市街地整備課 TEL.632-2587

市街地開発事業(土地区画整理事業)の都市計画決定区域内で、建物を建てようとする場合は許可が必要です。

●保留地(宅地)の販売

取扱窓口 東部区画整理事業課
(築瀬、宇大東南部第1)
TEL.632-2644
西部・北部区画整理事業課
(鶴田第2、岡本駅西)
TEL.632-2635

土地区画整理事業で生まれた保留地の販売をしています。

市街地再開発事業

取扱窓口 市街地整備課再開発室
TEL.632-2570

市街地再開発事業は、市街地の高度利用を図り、都市機能の更新を目的とした事業です。

- ▼老朽化した建物を更新し、魅力ある街にしたい。
- ▼自らの土地を有効活用することにより、中心市街地の活性化につなげたい。
- ▼ゆとりある歩行者空間の整備や店舗の共同化などで、魅力ある商店街にしたい。
- ▼密集した木造家屋を共同ビルに建て替えることで、防災性の高い街にしたい。

このような考えをお持ちの権利者が主体となって行うまちづくりの手法として、市街地再開発事業があります。現在、市では、JR宇都宮駅西口周辺や大通り周辺を対象に事業化に向けた支援を行っています。ぜひ、ご相談ください。

また、市街地再開発事業以外にも、中心市街地における老朽建物の建て替えや低・未利用地の改善・解消など、土地や建物の有効活用を検討する皆さんへの支援も行っています。ぜひ、ご相談ください。

商工農・統計調査について

融資・労働相談制度や、いろいろな統計調査のご案内です。

商工農

中小企業者向け融資

取扱窓口 商工振興課 TEL.632-2434
中小企業融資振興会
TEL.632-2438

中小企業者向けに、設備資金や運転資金などの事業資金を融資しています。利用できる人は、市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者または中小企業団体などで、法人は、その商業登記を、個人は、市内での住民登録を行っていることが必要です。また、新規開業者向けの創業資金・災害関連資金などでは、営業期間が1年未満でも融資が受けられるよう、別に資格要件を設定しています。融資の申込窓口は、足利銀行、栃木銀行他、市内に本・支店を有する金融機関です。

労働相談

取扱窓口 商工振興課 TEL.632-2446

原則、毎月第2木曜日、第4火曜日(相談日については、広報紙・市ホームページでご確認ください)に、社会保険労務士が、ハラスメント、雇い止め、労働時間、賃金、解雇など労働全般の相談をお受けします。

また、事業主からの労務管理などの相談にも応じます。予約制です。商工振興課へお申し込みください。

農地転用許可

取扱窓口 農業委員会事務局
TEL.632-2814

農地を農地以外に転用する場合、農地法の許可を受けなければいけません。また、許可できない場合もありますので、詳しくは、農業委員会事務局にご相談ください。

農業に関する諸証明

取扱窓口 農業委員会事務局
TEL.632-2815

農業委員会では、耕作証明や農業従事証明など農業に関わる証明書の交付を行っています。

統計調査

取扱窓口 政策審議室 TEL.632-2124

いろいろな統計調査

令和4年度と令和5年度に予定されている調査(対象・周期)は、次の通りです。

●令和4年度

- ▼学校基本調査(学校・毎年)。
- ▼就業構造基本調査(世帯・5年)。

●令和5年度

- ▼学校基本調査(学校・毎年)。
- ▼住宅・土地統計調査(世帯・5年)。

がいこくじん じょうほうていきょう 外国人への情報提供について

がいこくじん じょうほうていきょう あんない
外国人への情報提供のご案内です。

がいこくじん じょうほうていきょう 外国人への情報提供

取扱窓口 国際交流プラザ TEL.616-1563

うつのみやし ホームページ「Global Site」を使おう

かんこうじょうほう がいこくじんじゅうみん
観光情報がみられるほか、「外国人住民のための生活情報」のページでは、「暮らしの便利帳」や「市税のしおり」など、いろいろな言語で使えるツール、サイトやアプリを紹介しています。

げんご 英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語



フェイスブックの「Living Information in Utsunomiya」を見よう

がいこくじんじゅうみん せいかつじょうほうし
外国人住民向け生活情報紙「おーい!」、さいがい そな じょうほう しんがた
災害に備えるための情報、新型コロナウイルスの予防の情報などについて、英語とやさしい日本語で読むことができます。



がいこくじん そうだんまどぐち 外国人のための相談窓口

134ページもご覧ください。

たげんご げんご じょうほう つた 多言語(11言語)で情報を伝えています

こくさいこうりゅう たげんご おんせいほんやく
国際交流プラザでは、多言語音声翻訳タブレットを置いて、情報を伝えています。

げつようび にちようび ごぜん じ ごご じ
月曜日～日曜日 午前10時～午後8時

つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣

がいこくじんじゅうみん ぎょうせいてつづ しえん
外国人住民の行政手続きの支援や、コミュニケーション支援のため英語、ベトナム語などの各言語の通訳ボランティアが公的機関と一緒に行き通訳します。

げつようび にちようび ごぜん じ ぶん ごご じ
月曜日～日曜日 午前8時30分～午後7時。

ひよう えん かい じかん
費用 2,000円(1回2時間)。

こくさいこうりゅう こうりゅうかい ひら 国際交流サロン(交流会を開いています)

がいこくじんじゅうみん にほんじんじゅうみん こうりゅう じょうほうこうかん ばしよ
外国人住民や日本人住民との交流・情報交換の場所として交流会を開いています(会場:国際交流プラザ)。

まいつきだい どうようび ごご じ じ
毎月第4土曜日 午後4時～6時。

市政について

より良い市の行政のために市議会の運営や選挙を実施しています。

市議会

市議会は、市の条例や予算などの重要な事項を審議し決定する機関で、住民の直接選挙で選出された議員で構成されています。議会は、年4回(3・6・9・12月)開く定例会の他、必要に応じて臨時会も開きます。行政事務を執行する市長や教育委員会などは執行機関、議会は議決機関と呼ばれています。

本会議と委員会

取扱窓口 議会事務局議事課 TEL.632-2609

本会議は、議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。執行機関から提出された議案について市長が説明し、それらに対する議員からの質疑や一般質問が行われるのもこの会議です。

委員会は、議案などをそれぞれ専門的に審査します。常任委員会は、現在5つ(総務・厚生・環境経済・建設・文教国体)設置されており、議員は必ずどれかに所属しています。特別委員会は、特定の案件を調査・審査するために設けられる委員会です。

市議会の傍聴

取扱窓口 議会事務局議事課 TEL.632-2609

本会議は一般に公開されており、個人・団体を問わず自由に傍聴できます(定員120人※)。議会棟6階の傍聴受け付けでお申し込みください。なお、手話通訳の必要な人は、傍聴したい本会議の原則7日前(土・日曜日、祝休日を除く)までにお申し込みください。また、各委員会なども、原則5人(※)まで傍聴できます。議会棟3階の議会事務局窓口の開会10分前までにお申し込みください。希望者が多い場合は抽選となります。

※定員などは変更となる場合があります。

| 請願書や陳情書の提出

取扱窓口 **議会事務局議事課 TEL.632-2609**

市政についての意見や要望などを議会に出すことができます。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。請願書、陳情書は日本語を用いて、陳情する事柄の趣旨、提出年月日、住所、氏名など必要事項を記載の上、議会棟3階の議会事務局へ、直接、お持ちの上、提出してください。

受け付け締め切りは、定例会初日の7日前(土・日曜日、祝休日の場合はその前日)の午後5時15分です。締め切り後に提出されたものは、次の定例会での取り扱いとなります。

| 議会広報広聴

取扱窓口 **議会事務局政策調査課 TEL.632-2611**

ホームページ

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/gikai/>

● 議会広報紙「あなたと市議会」

年4回、定例会翌月下旬発行(必要に応じて臨時号を発行)。市内各世帯へ新聞折り込みで配布(新聞未購読世帯へは送付)。

点字版・音声版も発行(視覚障がい者に送付)。送付を希望する人はご連絡ください。

● 議会広報番組「井上咲楽の『なるほど! うつのみや市議会』」

幅広く議会活動を周知するため、とちぎテレビにて広報番組を放送。井上咲楽さんが議会で決まった市民生活に身近な施策を「1人6役」のドラマで紹介します。

● 市議会ホームページ

議会の日程や会議結果、議員名簿、会議録などを掲載。インターネットで、本会議の生中継と録画配信を実施。

● 議場見学

事前申し込みが必要となりますので、お問い合わせください。

● 市議会へのご意見

議会活動の活性化を図るため、広く市民の皆さんから議会に関するご意見を募集しています。

対象 市内在住または通勤・通学者

方法 手紙・FAX・Eメール

提出先 〒320-8540宇都宮市議会広報広聴委員会

FAX.632-2613

Eメール u79002000@city.utsunomiya.tochigi.jp

選挙

取扱窓口 **選挙管理委員会事務局 TEL.632-2794**

| 投票

投票は、投票日当日に指定された投票所で自書により投票するのが原則です。

ただし、投票日に仕事などで投票できない人は、公示(告示)の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票ができます。

投票所では、自書できない人は代理投票が、目の不自由な人は点字投票ができますので、係員にお伝えください。

また、指定された病院や施設などに入院(入所)している人は、その病院や施設内で不在者投票が、体に重度の障がいがあり所定の要件に該当する人は、在宅のまま郵便等による不在者投票ができます(事前に登録などの手続きが必要)。

| 選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙を正しく円滑に行うために選挙権を持つ人を登録するものです。

登録には、満18歳以上の日本国民で住民票が作成された日(転入者は転入の届け出をした日)から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記録されていることが要件になります。また、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上本市の住民基本台帳に記録されていた人で、本市に住所を有しなくなった後、4カ月を経過していない人も、本市で登録されることとなります。実際に投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

| 定時登録と選挙時登録

● 定時登録

毎年3・6・9・12月の1日現在で登録資格のある人を選挙人名簿に登録します。

● 選挙時登録

選挙が行われるときは、その都度資格のある人を登録します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



行政情報

| 行政情報センター(市役所1階)

取扱窓口 **行政情報センター TEL.632-2127**

市で作成した刊行物やパンフレットをはじめ、国・県・他の市町村・各種団体が発行した行政や市民に関する資料が収集、整理されており、閲覧できます。

また、行政情報・資料の案内や行政情報の公開などの窓口として、行政情報の公開請求や個人情報開示請求の受け付けも行います。

| 情報公開制度

取扱窓口 **行政総務課 TEL.632-2046**

開かれた市政の実現を図り、市民参加を推進するために、皆さんの請求に応じて、市の保有する行政情報を公開しています。

| 個人情報保護制度

取扱窓口 **行政総務課 TEL.632-2046**

市が行う個人情報の取り扱いについて必要なルールを定めるとともに、市の保有する行政情報の中にも含まれる自分の情報の開示や、その誤りの訂正を求めることができる権利などを保障しています。